

令和2年4月24日

公益社団法人 日本山岳・スポーツライミング協会
日本勤労者山岳連盟
公益社団法人 日本山岳会
公益社団法人 日本山岳ガイド協会

各代表者 様

岐阜県危機管理部危機管理政策課
山岳遭難・火山対策室長

登山自粛の呼びかけについて（ご依頼） ～ 新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」を踏まえ ～

日頃より、大変お世話になっております。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関し、山岳4団体として登山自粛の呼びかけを発信されましたことに、深い敬意と感謝を申し上げます。

さて、日本全国に「緊急事態宣言」が出されておりますが、岐阜県は特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要がある13の「特定警戒都道府県」の1つに指定され、県民の皆様には不要不急の外出の自粛を要請しているところです。

こうした中、県ではゴールデンウィークを控え、県内外の登山者が増加するこの時期に、登山自粛を呼びかけるため、**別紙1**のとおり岐阜県ホームページに情報を掲載するとともに、**別紙2**により主な登山口や登山ポストに掲示を行うこととしており、この時期にさらにより強力に情報発信を行うため、貴会と連携して広く全国の登山者等に向け、効果的に登山自粛を呼びかけてまいりたいと存じます。何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、連携の手法は、ホームページへの相互掲載やSNSによる情報発信などによることと存じますが、具体的な内容につきましては、別途ご相談・情報共有させていただきながら進めることができれば幸いに存じます。今後ともご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

所 属	岐阜県庁 危機管理部 危機管理政策課 〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1
担 当	山岳遭難・火山対策係長 小林 山岳遭難・火山対策係 主査 今村
T E L	058-272-1131（直通）
F A X	058-278-2524
メー ル	kobayashi-shinji@pref.gifu.lg.jp imamura-mitsuhiro@pref.gifu.lg.jp



岐阜県から登山者の皆さまへ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う登山自粛のお願い

現在、新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」が日本全国に出されており、特に岐阜県は重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要がある13の「特定警戒都道府県」の1つに指定され、県をあげて感染拡大防止に取り組んでいます。

県民の皆さまには不要不急の外出について自粛を要請しており、国からは都道府県間の移動の自粛を求められていることから、登山者の皆さまには、登山の自粛をお願いいたします。

○不要不急の外出自粛要請

全国の緊急事態宣言により、不要不急の外出の自粛が要請されております。万が一、遭難事故に遭うと、新型コロナウイルス感染症への対応で逼迫している医療現場に、さらに大きな負担をかけることとなります。

○新型コロナウイルス感染症の登山への影響

この感染症は、症状の発現から重症化までの期間が短いことも報告されています。感染拡大地域内での移動手段や人混み内での行動によっては、知らぬ間に感染し、入山時は快調であっても山の中で発病する可能性があります。発病した場合、高度によっては血液中に酸素を取り込み難いことや低い気温や悪天候などの山の上の過酷な環境等は、感染症を悪化させます。

○感染者が遭難した場合の影響

もしも感染者が遭難や救助の対象となった場合、普段の救助活動以上の負担がかかることとなります。さらに警察・消防等の関係者が濃厚接触による隔離等の対象となった場合、その後の活動に多大な影響が出る可能性があります。

登山には社会的責任が伴います。新型コロナウイルス感染症が一日でも早く終息するために、皆さまのご協力をお願いいたします。

登山者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症

拡大防止対策のお願い

- ・全国の緊急事態宣言により、不要不急の外出の自粛が要請されております。
- ・咳、発熱等の風邪症状がある場合は引き返しましょう。
- ・万が一、遭難事故に遭うと、新型コロナウイルス対応で逼迫している医療現場に、さらに大きな負担をかけることとなります。
- ・入山時は快調でも、急に発症する可能性があります。
- ・感染が疑われる方を救助する場合、防護対策等で救助に時間がかかります。また、救助活動により医療等関係者が感染した場合、その後の活動・業務に多大な影響を及ぼします。

登山には社会的責任が伴います。

新型コロナウイルス感染症が一日でも早く終息するために、皆さまのご協力をお願いいたします。